

交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○、間違っているものには×を記入してください。

- ① 自転車を運転しているとき、夜間であっても繁華街等の明るい道路であれば、ライトをつける必要はない。



- ② 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道の左端を走行する。



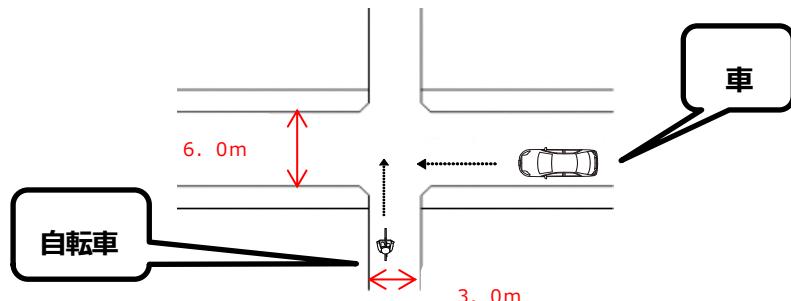
- ③ 自転車で走行中、車道に「普通自転車専用通行帯」が設けられているときは、その通行帯を通行しなければならない。



「普通自転車専用通行帯」
の標識



- ④ 下図のような交通整理の行われていない交差点を自転車で直進するとき、左方から進行してくる車両が優先となるので、自転車が先に直進するのが正しい。



- ⑤ 自転車で相手を怪我させる事故等を起こした場合、加害者側が18歳以下であれば、被害者に対する損害賠償責任を負わない。



交通安全テスト解説 (中学・高校生用)

- ① 自転車を運転しているとき、夜間であっても繁華街等の明るい道路であれば、ライトをつける必要はない。



★解説★

自転車のライトは、他車（者）に対して自分の存在を示す役目もあります。明るい道路であっても、夜間はライトを点けて走行しましょう。

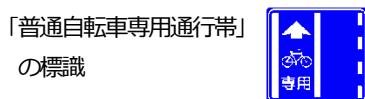
- ② 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道の左端を走行する。



★解説★

自転車は、車と同じ「車両」の一種とされているため、歩道と車道の区別がされている道路では原則、車道の左端を走行しなければなりません。

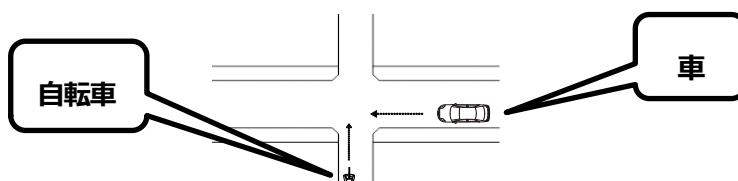
- ③ 自転車で走行中、車道に「普通自転車専用通行帯」が設けられているときは、その通行帯を通行しなければならない。



★解説★

上の図のような標識で規制された道路を「普通自転車専用通行帯」といい、自転車はその通行帯を通行しなければなりません。

- ④ 下図のような交通整理の行われていない交差点を自転車で直進するとき、左方から進行してくる車両が優先となるので、自転車が先に直進するのが正しい。



★解説★

図のように、自転車側道路より車側道路の幅員が明らかに広い場合、車側道路の通行が優先されるので、自転車は車の通行を妨げてはなりません。

- ⑤ 自転車で相手を怪我させる事故等を起こした場合、加害者側が18歳以下であれば、被害者に対する損害賠償責任を負わない。



★解説★

過去に、小学生が起こした自転車事故で約9500万円の賠償金を命じられた判決事例があり、これは、小学生の保護者が十分な指導や注意をしていなかったとはいえず、監督義務を果たしていなかったとして、保護者に支払いを命じています。

年齢に関係なく、加害者になれば損害賠償責任を負いますので、安全運転を心がけましょう。

＜交通安全テスト＞ 解答・解説

令和3年10月号

(中・高校生用)

① 自転車を運転しているとき、夜間であっても繁華街等の明るい道路であれば、ライトをつける必要はない。【×】

A：周りが明るい道路であっても、夜間に自転車を運転する時はライトをつけなければなりません。

- 道路交通法第52条第1項（車両等の灯火（抜粋））

車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）、道路にあるときは、政令（道路交通法施行令第18条 道路にある場合の灯火）で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。

政令（道路交通法施行令第19条 夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）で定める場合（トンネルなど）においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。

- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得）

(9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようしましょう。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意）

(13) 夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。また、前から来る車のライトで目がくらんだときは、道路の左端に止まって対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。

＜指導のポイント＞

夜間の無灯火運転は禁止されています。

また、自転車のライトは暗い夜道を照らすだけでなく、遠くにいる車の運転手や通行中の自転車・歩行者に自分の存在を早く知らせる事ができます。

大阪府警察では車両の早めのライト点灯を呼びかけています。

② 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道の左端を走行する。【○】

A：自転車は、車と同じ「車両」の一種とされているため、歩道と車道の区別がある道路では車道の左端を通行しなければなりません。

- 道路交通法第17条（通行区分（抜粋））

第1項 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第47条第3項若しくは第48条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

第4項 車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第9節の2までにおいて同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄って設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中央とする。以下同じ。）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。

- 道路交通法第18条第1項（左側寄り通行等（抜粋））

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端

に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第25条第2項若しくは第34条第2項若しくは第4項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

<指導のポイント>

自転車は道路交通法上「軽車両」に分類され、車と同じ「車両」の一種です。

歩道と車道の区別がある道路では、車道の左端を通行しましょう。

③ 自転車で走行中、車道に「普通自転車専用通行帯」が設けられているときは、その通行帯を通行しなければならない。【○】

A：自転車は、普通自転車専用通行帯が設けられているときは、その通行帯を通行しなければなりません。

● 道路交通法第20条第2項（車両通行帯）

車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により前項に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。

<指導のポイント>

「普通自転車専用通行帯」がある道路では、自転車は必ずその通行帯を通行しましょう。

④ 下図のような交通整理の行われていない交差点を自転車で直進するとき、左方から進行してくる車両が優先となるので、自転車が先に直進するのが正しい。【×】

A：図のように、自転車側道路より車側道路の幅員が明らかに広い場合、車側道路が優先道路となるため、自転車は車の通行を妨げてはなりません。

● 道路交通法第36条第1項（交差点における他の車両等との関係等（抜粋））

車両等は、交通整理の行われていない交差点においては、次項の規定が適用される場合を除き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる車両等の進行妨害をしてはならない。
1 車両である場合 その通行している道路と交差する道路（以下、「交差道路」という）を左方から進行してくる車両及び交差道路を通行する路面電車

● 同条第2項

車両等は、交通整理の行われていない交差点においては、その通行している道路が優先道路（道路標識等により優先道路として指定されているもの及び当該交差点において当該道路における車両の通行を規制する道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている道路をいう。以下同じ。）である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、当該交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

● 同条第3項

車両等（優先道路を通行している車両等を除く）は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、またはその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

<指導のポイント>

自転車も車の仲間です。

交通ルールを守り、交差点を通行するときは、しっかりと左右の安全確認をしてから通行しま

しよう。

⑤ **自転車で相手を怪我させる事故等を起こした場合、加害者側が18歳以下であれば、被害者に対する損害賠償責任を負わない。【×】**

A : 損害賠償責任に年齢は関係なく、加害者側が責任を負わなければなりません。

★ 過去の事故内容及び判決

1 年 月 2013年7月 (神戸地裁)

内 容 坂道を下ってきた小学5年生の自転車が歩行中の62歳女性と衝突。
女性は意識不明。

判 決 9521万円

2 年 月 2007年4月 (東京地裁)

内 容 信号を無視した37歳男性の自転車が横断歩道を歩行中の55歳女性と衝突。女性は死亡。

判 決 5438万円

3 年 月 2007年7月 (大阪地裁)

内 容 歩道上で無灯火の15歳少年の自転車が歩行中の62歳男性と正面衝突。
男性は死亡。

判 決 3000万円

4 年 月 2011年11月 (大阪地裁)

内 容 60歳男性の自転車が安全確認をせずに渋滞の切れ目から道路を横断。
その自転車を避けようとしたタンクローリーが歩道に乗り上げ男性2人と衝突。男性2人は死亡。自転車が死亡事故を誘発したとして実刑判決。

判 決 禁錮2年

<指導のポイント>

自転車による事故でも上記のように、高額賠償となるケースがあります。

日頃から安全運転に努めるとともに、万一のときに備えて自転車保険に加入しましょう。